

Regular Article

利他的な行為を促すナッジの倫理的課題の検討 —インテグリティの疎外、成長機会の剥奪、設計者の非中立性の論点から—

菅家 諒*

Abstract

近年、「ナッジ (nudge)」という行動介入の手法が、社会的に広く利用されている。本来、ナッジはパターナリズムに基づき、行為選択者本人の利益を増幅させることを目的としていた。しかし、近年では、ナッジが行為者自身の利益を増幅させる行為だけでなく、他者の利益を増幅させる利他的な行為を促すためにも活用されつつある。本稿は、利他的な行為をナッジで促す際に生じる倫理的問題を検討する。まず、B.ウィリアムズの「インテグリティ」概念を用いて、利他的行為を促すナッジの根本的な限界を明らかにする。その後、ナッジが生み出す結果を肯定的に評価する反論を想定し、それに応答する形で、残される2つの課題を指摘する。すなわち、第一に、ナッジが人々の倫理的成長の機会を損なう可能性があること、第二に、ナッジの設計者自身にもバイアスがかかる可能性を排除できないことである。以上の検討から、人々から利他的な行為を引き出す手段としてナッジが適切である根拠は明らかではないことを示す。

キーワード：ナッジ、利他的行為の促進、バーナード・ウィリアムズ、倫理的成長

In recent years, the behavioral intervention method called “nudge” has been widely used in society. Originally, nudges were designed based on paternalistic principles to increase the welfare of decision makers. However, more recently, nudges have been used not only to promote actions that benefit the decision makers themselves, but also to promote altruistic actions that benefit others. This paper examines the ethical issues that arise when nudges are used to promote altruistic behavior. First, referring to Bernard Williams’ concept of “integrity,” the paper reveals the fundamental limitations of nudges in promoting altruistic behavior. Then, this paper points out two additional challenges, which rejects the expected counterargument that makes much of the outcomes produced by nudged altruistic behavior. The first is that nudges may undermine the moral growth of individuals, and the second is that the biases of the nudge designers themselves cannot be completely ruled out. From the above discussion, this paper concludes that there is no justification for nudges as an appropriate means of inducing altruistic behavior.

Keywords: nudge, promotion of altruistic behavior, Bernard Williams, ethical development

* 無所属

1. はじめに

近年、「ナッジ (nudge)」という行動介入の手法が、社会的に広く利用されつつある。ナッジは行動経済学の一分野で提唱された、人々の選択環境を工夫することで人々の行為を望ましい方向へ導く手法である。リチャード・セイラーとキャス・サンステーンによって提唱されたこの手法は、本来、「リバタリアン・パターンリズム」という政治哲学上の一つの考えに基礎づけられるものであり、その目的は行為選択者本人の利益の増幅、あるいは本人にとって有害な行為の回避を通じた、本人の状況の改善にある。例えば、学校や職場の食堂で、野菜や果物などの健康的な食品を目立つ位置に配置し、高カロリーなスナックや飲み物を手の届きにくい場所に置くことで、利用者は自然と健康的な食品を選ぶようになるといったことがなされている。

ところが、昨今ナッジは行為者自身の利益を向上させる行為だけでなく、利他的な行為を促すためにも活用されている。例えば、臓器提供を促すナッジや、エシカル消費を促進するためのナッジが挙げられる。ナッジが行為選択者本人の状況改善だけではなく、他者や社会全体の利益を増大させること、あるいは他者への危害を防ぐことを目的とする場合、そこには未だ倫理的な側面での議論の余地があるように思われる。例えば、那須[2016]はナッジが基本的には個人の自由を損なわない形で行動を誘導するものである一方、その誘導が実際には個人の選好や利益に沿ったものでない場合には、選択の自由を制限する可能性があり、結果的に政府や権力者の意図に基づく統治の道具となる恐れがある、と指摘している。この指摘を踏まえれば、利他的な行為をナッジで促す際に生じる倫理的な問題点、特に一般的なナッジとは異

なる利他的な行為を促すナッジに特有の問題について検討することが必要であると考えられる。もしそのような特有の問題が存在し、かつ深刻なものであるとすれば、一般的なナッジの正当化とは独立に — すなわち、仮にナッジそれ自体は肯定されたとしてもなお — 利他的行為を促すナッジは正当化できないという結論が導かれることになるだろう。

本稿は上記の問題関心のもと、利他的行為の促進にナッジを活用することを検討するにあたり、それを肯定する立場が見落としていると考えられる観点や価値を指摘し、当該手法にまつわる倫理的懸念を明らかにすることを目的とする。このように、利他的行為を促すナッジを肯定的に評価する立場が想定していないと考えられる価値や観点に光を当てることで、議論の争点のズレやその限界を明らかにするという構成 — いわば「見落とし指摘型」の構成 — を本稿が採る理由は、近年、この種のナッジの政策導入や社会実装が現実迫る一方で、その倫理的課題については未だ十分に議論されていないという現状を踏まえたものである。本稿は、こうした議論の空白を補完すべく、利他的行為を促すナッジの倫理的課題の検討を試みる。

本稿は以下のように構成される。まず、第2節ではナッジの概要を示す。第3節、第4節では、バーナード・ウィリアムズの「インテグリティ」概念を用いて、利他的行為を促すナッジの根本的な限界を示す。第5節では、利他的行為を促すナッジが抱える2つの実践上の課題を指摘する。第6節ではそれらの課題を踏まえた上で、ナッジの手段としての正当性を補足的に考察し、第7節を結論とする。以上の考察を通して、利他的行為を促すナッジに関する倫理的な是非を検討するための

議論の基盤を築く一助となることが期待される。

2. ナッジの概要

ナッジは、リチャード・セイラーとキャス・サンスティーンによる著書『実践 行動経済学：健康、富、幸福への聡明な選択』（原題は *Nudge: Improving Decisions About Health, Wealth, and Happiness*）で提唱された行動介入の手法である(Thaler & Sunstein [2008=2009])。彼らはナッジを「選択を禁じること、経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える選択アーキテクチャーのあらゆる要素」(Thaler & Sunstein [2008: 6=2009: 17],[2021: 8=2022: 31])と定義する¹。選択アーキテクチャーとは、人々の選択や行動に影響を与える環境や仕組みのことを指し、これには、個人が選択を行う際に受ける情報や刺激、およびその選択肢の呈示方法なども含まれる。なぜこのようにアーキテクチャーに注目するのかといえば、ナッジの背景には我々人間は何らかの意思決定を行う際に必ずしも熟慮的で合理的な選択・行動をするものではなく、しばしば自動的に直観的な判断や決定に基づいて行動する、という行動経済学の考え方があるからだ²。

ナッジは、セイラーらが提唱する「リバタリアン・パターナリズム」という政治哲学上の立場に基づく。一見したところ、リバタリアニズム（自由至上主義）とパターナリズム（温情的父権主義）

は相容れない立場であると思われる。リバタリアニズムは、個人の自由を最優先し、他者がその自由を制限するような介入・干渉を行うことに反対する立場である。一方で、パターナリズムは、強い立場にある者が、弱い立場にある者本人の利益になるという理由から、その本人の意思に関係なく行動に介入・干渉する立場である。したがって、両者は根本的に対立する立場であると思われる。しかし、リバタリアン・パターナリズムはこの両者を組み合わせる立場である。すなわち、リバタリアニズムに基づいて個人の選択の自由を尊重しつつ、パターナリスティックに人々に有益な行動を促し、あるいは有害な行動を控えさせることで、行為者自身の状況を改善することを正当化するのである。

セイラーらは「リバタリアン・パターナリズム」に基づく介入において、人々は「選択ができないわけでも、選択が制限されているわけでも、選択が大きな負担になるわけでもない」(Thaler & Sunstein [2021: 7=2022: 30])とする。すなわちナッジは、人々の選択の自由を尊重するという意味でリバタリアニズムに依拠しつつ、その選択を本人の利益をより増幅させる方向へ導くために、軽い介入や誘導を行うという意味でパターナリズムに依拠している。ここからナッジの最大の特徴は、人々が意思決定する際の自由を残しつつ、非強制的に行動変容を促すことにあると言える。また、玉手

¹ セイラーとサンスティーンによる上記の著書の 2021 年の改訂版である『NUDGE 実践 行動経済学 完全版』（原題 *Nudge: The Final Edition*）でも同じ定義が引き続き用いられている。以下、本稿では改訂版を参照する。

² 人間が判断や選択を行う際には 2 種類の脳の働きがあるとし、セイラーらは速く直感的に考えるもの（システム 1）を「自動システム」、遅くてじっくり考えるもの（システム 2）を「熟慮システム」と呼ぶ(Thaler & Sunstein [2021: 41=2022: 76])。この 2 種の脳の働きについて、詳しくは、Kahneman[2012=2014]も参照されたい。

[2022]はナッジの実践上の魅力として、自由の尊重と介入の有効性の両立に加え、既存の政策と比較して費用対効果が高いこと、すなわち低コスト性を挙げる(玉手[2022: 119-127])。

次にナッジの実例をみる。近年、ナッジを公共政策に役立てようとする試みが社会に広まっている。代表的な例としては、まずアムステルダムのスキポール空港の男性用小便器の事例が挙げられる。公共トイレを清潔に保つためにハエの絵を小便器の底に貼り付けたところ、利用者の尿の飛沫が激減し、清掃費が8割削減したという³。他にも、イギリスの環境問題に取り組む NPO 団体「Hubbub」は、ロンドンでのタバコのポイ捨て問題に対し、タバコの吸殻で投票するアンケートボックスを設置するという対策を講じたところ、ポイ捨てを7割程度減らすことができたという⁴。これらはトイレやアンケートボックスといった、まちづくりのデザインに工夫を加えることで、人間の「つい、やってしまいたくなる」行動原理を活用し、比較的低いコストで市民の行動変容を可能にした代表的な例である。

また、情報の見せ方や選択肢の呈示方法を工夫して設計するナッジの例もある。アメリカでは年金プランへの自動加入方式が採用されると、加入率が高まることが実証されている⁵。自動加入方式とは、一旦対象となる従業員全員をその年金プランに加入させ、非加入の意思を示す書類を提出すれば従業員は脱退できる、という仕組みである。年金プランに加入することを自ら選択する「オプ

ト・イン方式」よりも、加入しないこと、離脱することを自ら選択する「オプト・アウト方式」を採用した方が、従業員の加入時期が早くなり、最終的に加入者が多くなる（多くの人が加入し続ける）と報告されている。

この他にも、臓器提供の意思の有無を尋ねる文言の違いによって、各人の意思表示に差が生じるということが確認されている。これも先の例と同様に、「オプト・イン方式」の「臓器提供する意思がある人はその意思表示をしてください」とする文言よりも「オプト・アウト方式」の「臓器提供をしたくない人はその旨を表示してください」とする文言の方が臓器提供の同意率を上げやすいことが明らかにされている⁶。つまり、「臓器提供をするか、しないか」と同じことを聞いているのにも関わらず、その問いが前提とするデフォルトの差異によって、各人の意思表示に差が生まれるのである。これも実際には個人の選択肢を狭めてはいないが、その選択肢の呈示方法を変更することで、個々人の意思決定や行動変容を促すことができるナッジの例である。日本でも 2017 年に環境省を中心とした「日本版ナッジ・ユニット（BEST）」⁷が設置され、政府機関や地方自治体、民間企業らが連携し、ナッジを活用した社会的課題の解決に取り組んでいる。

以上のナッジの実例と先の定義を踏まえると、改めてナッジとは次のように言い換えることができる。すなわち、ナッジとは、強制力や経済的報酬、理性的な説得に頼ることなく、選択肢をうま

³ 詳しくは、Evans-Pritchard [2013]を参照されたい。

⁴ 詳しくは、Hubbub ウェブサイト [2023]を参照されたい。

⁵ 詳しくは、Madrian & Shea [2001]を参照されたい。

⁶ 詳しくは、Johnson & Goldstein [2003]を参照されたい。

⁷ 環境省ウェブサイト「日本版ナッジ・ユニット（BEST）について」を参照されたい。

く工夫して設計・配置するなどして、人間の行動バイアスを利用することで、判断や選択の際に生じるありがちな失敗を防ぎつつ、自分自身や社会にとって最適な望ましい選択を人々が実行できるように促す（＝相手の非強制的な協力を引き出す）ための手法・環境デザイン・仕組みのことである⁸。

しかし、上記のようにナッジを活用した制度設計や政策構想によって個人や社会にもたらされる恩恵が強調される一方で、ナッジの利用が拡大するに伴いある疑問が生じる。それは昨今のナッジ活用の目的が、ナッジが本来依拠する「リバタリアン・パターナリズム」という考え方から逸脱するのではないかという疑問である。本来、ナッジはリバタリアン・パターナリズムに基づき、行為選択者当人の利益の増幅させること、あるいは当人にとって有害な行為を回避させることを目的と

するはずである⁹。しかし、昨今は、他者や社会全体の利益を増大させること、あるいは他者への危害を防ぐことを目的とするナッジも提案されるようになっている¹⁰。ある特定の倫理的な価値観に基づきデフォルトを設定したり、情報提供をしたりして利他的な行為を促すことが試みられている。そこで本稿では、（行為選択者当人の利益の増幅だけではなく）他者や社会全体の利益を増大させることを目指し、人々に利他的な行為を取るよう促すナッジの倫理的問題を検討する。

利他的行為を促すナッジの例としては、まずは先の臓器移植を促すナッジが挙げられる。このナッジは行為選択者当人の利益ではなく、ドナーになりやすくするために — つまり社会的な利益を増幅させる利他的行為を導くという目的から — 選択アーキテクチャーが設計されている。また、その「オプト・アウト方式」の問いは、前提とし

⁸ なお、ナッジは直感的な思考（システム1）を利用するものだけでなく、熟慮的な思考（システム2）を促すものも含む点に留意すべきである。またナッジの定義と概念の間に距離が生じうる事態について、吉良[2022]は次のように指摘する。ナッジの概念は、近年の世界的な流行と多様な事例の出現により、何がナッジに含まれるのかが曖昧になっている。サンスティーン自身が「天気もナッジする」と述べるなど、概念的な混乱に拍車をかけているように思える場合もあり、その理解を困難にしている。このような状況では、個々の実践について「〇〇はナッジか？」と問うこと自体の意味は薄れている。むしろ、人間の行動変容を引き起こす環境への働きかけ全てをナッジと捉え、その中でナッジの定義中の要素をどの程度満たしているか、というようなナッジを程度問題として捉える方が有益である(吉良[2022: 79])。

⁹ ナッジの用法が変容しているというより、むしろパターナリズムのほうに変容したか、あるいはそもそもセイラーとサンスティーンらが提唱したパターナリズムが従来のものとは異なるものであった可能性も考えられる。Kelly [2013]は、セイラーらの主張はパターナリズムの要素を十分に説明しきれていないと批判した上で、ナッジは真にパターナリスティックに設計すべきであると指摘する。

¹⁰ 例えば先述の実例の多くは行為者当人の利益の増幅だけではなく、社会的な問題を解決するために実施されると考えられる。玉手[2022]は、そのような社会全体の利益のためのナッジの正当化には、リバタリアン・パターナリズムとは別の議論に依拠しなければならないとする。そのような論拠の例として、Korobkin [2009]が示す「Libertarian Welfarism（筆者訳：自由厚生主義）」、Mills [2018]が示す「Libertarian Benevolence（筆者訳：自由慈善主義）」といった考え方がある。当人の利益だけでなく他者利益を期待するナッジについて、その名称は厳密には定まっていない。例えば、M'hamdi et al. [2017]は「other-regarding nudge」と呼ぶ。

て全ての市民は臓器提供に同意をしていると推定し、もしそれに不同意であれば意思を表すものとなっている。しかし、本来であれば死後、臓器を提供するか否かという問題は、個人の生命の価値観や倫理観に大きく関与するもので、その意思決定は各人の熟慮の結果になされるべきものであるはずだ¹¹。大竹[2019]は、「社会規範」を用いたナッジは効果的であり、人は多数派の行動を社会規範と考えて、それに従う傾向があると指摘する(大竹[2019: 6])。すなわち、デフォルトとして万人は臓器提供するものという倫理的価値観が社会的な規範として推定されると、各人はこの問題に対して多数派の行動(=「社会規範」)に従う傾向があり、意思決定を倫理的に熟慮することを回避させられてしまうかもしれない。また、ある特定の倫理観をあたかも社会規範であるかのように映し出すこのナッジはむしろ、各人にその特定の倫理観を押し付けることになる可能性も指摘できる。

他の例としては、「エシカル消費(倫理的消費)」¹²を促すためのナッジが挙げられる。エシカル消費の典型的な例である環境配慮型農産物の消費を対象に、消費促進のための介入方法のあり方を分析した佐々木[2021]は、エシカル消費を促進させるためには、適切にターゲティングを行い、食品選択による環境や安全・安心への影響等をうまくナッジすることが期待されるとする(佐々木[2021: 32])。しかし、エシカル消費をナッジで促す場合

には、注意すべき点があるように思われる。それはナッジによって人々がエシカル消費に導かれたとして、その消費行動は果たして消費者それぞれが各自にとっての社会的課題を意識した上での消費行動であったと言えるのかという点である。消費者庁「倫理的消費」調査研究会[2017]によると、エシカル消費に関する消費者意識の把握を目的にウェブアンケートを行った結果、エシカル消費を検討する理由としては「社会貢献につながることを挙げる回答が多い一方で、エシカル消費を検討しない理由としては「価格が高い」ことに加え、「本当にエシカルかどうか分からない」、「どれがエシカルな商品かわからない」とする回答が多いとした(消費者庁「倫理的消費」調査研究会[2017: 14-18])。提示される「エシカル」とは一体誰の倫理観によって本当に倫理的とされるのか、また、エシカル消費がナッジにより促進されるとき、消費者各人はその社会的課題に対して倫理的に熟慮する機会が奪われているのではないか、といった疑問がありうる。

以上の例から、利他的行為を促すナッジには、ナッジ設計者が一方的に推定した特定の倫理的価値観を(ナッジ設計者が意図しているかどうかに関わらず)人々に押し付け、人々に熟慮することを回避させてしまう危険性が指摘できるだろう。加えて、この危険性に付随する問題として、人々がナッジに従い、利他的に行為することは、果たしてその人が真に利他的になることを意味するの

¹¹ 臓器移植における倫理的問題については、黒崎・金澤[2022]や櫛島・出河[2014]を参照されたい。また、ドナー遺族が抱える倫理的問題については、白岩[2023]を参照されたい。

¹² 「エシカル消費」とは、消費者庁によると「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動」と定義され、「消費者それぞれが、各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら、消費活動を行うこと」である(消費者庁「倫理的消費」調査研究会[2017: 3-4])。詳しくは、消費者庁ウェブサイト「エシカル消費特設サイト」も参照されたい。

か、という点も挙げられる。繰り返しになるが、本来ナッジとは、リバタリアン・パターナリズムに基づき、あくまでも行為選択者本人の利益を増幅させるべく、合理的な行為を促すものであり、他者や社会全体の利益を増大させるための手段ではないはずである¹³。ナッジの広まりと同時にその活用の目的には、ねじれが生じている可能性がある。

3. インテグリティの重要性

では、このような利他的な行為を導くナッジの問題点は具体的には何処にあるのだろうか？まずはバーナード・ウィリアムズの考えを基に、倫理的行為におけるインテグリティの重要性の観点から検討する。その際、渡辺[2024,2021a,2021b]の解説を適宜参照する。

はじめに、なぜ本稿がウィリアムズの考えに依拠するのかを論じておこう。本稿が利他的行為を促すナッジの倫理的問題を論じるにあたり — 功利主義批判、近代道徳批判など、道徳哲学領域での業績で知られる — ウィリアムズの議論を参照するのは、単に彼が従来の道徳理論に代わる視点を提供しているから、という理由だけではない。むしろ本稿の分析の焦点が、いかに利他的行為を促すナッジを設計すべきか (how) といった実践

的な工夫や内容的な正当化を扱う問いではなく、そもそもなぜ利他的行為を促す手段としてナッジが正当化されるのか (why) という、より根本的な次元の問いにあるからである。こうした問いに対して、以下で示すウィリアムズの議論は示唆に富んでおり、彼のインテグリティ概念を参照することは有益だと考えられる。加えて、彼の議論は近年、日本においても応用倫理や分析哲学の領域で再評価されつつある¹⁴。このような方法上の注目の広がりも踏まえ、本稿では、利他的行為を促すナッジの倫理的問題を考察する方法としてウィリアムズの視座を採用する。

以下では、ウィリアムズの倫理思想の中核をなす「インテグリティ」概念に焦点を当て、彼の立場がいかにして従来の道徳理論と異なり、個人の内的な価値観に基づく倫理的判断を重視するのかを確認したい。ウィリアムズは、功利主義や絶対主義（カント的義務論）を不偏的な道徳として捉えて批判し、これとは別に、自らの行為の是非をそういった道徳に依拠せずに自己の価値観や信念に照らして考える、「インテグリティ（全一性）」概念に基づいた倫理を擁護する。「インテグリティ」とは、「ひとりの人間として一貫性や統一性があること、（脅迫や強制に負けずに）その人らしさが発揮されていること」（渡辺[2024: 75])を意

¹³ 玉手[2022]は、リバタリアン・パターナリズムに基づくナッジは、非合理性のために実行できない本人の望みを実現することを目指すものであり、ナッジが個人に特定の選好や幸福のあり方を押し付けるべきではない、と指摘する。(玉手[2022: 134])。セイラーも、ナッジが人々自身の目的とは異なる目的を促し、その結果、かえって人々自身の目的の実現を妨げるようなナッジを「スラッジ (Sludge)」と呼び、ナッジと区別してその排除の必要性を論じる(Thaler [2018])。

¹⁴ たとえば近年、彼の著作である *Moral luck: philosophical papers* は 2019 年に、*Ethics and limits of the philosophy* は 2020 年に、*Shame and Necessity* は 2024 年にそれぞれ邦訳書が刊行されている(Williams [1981=2019, 1985=2020, 2008=2024])。また、分析哲学を扱う学術雑誌『フィロカル：philosophy & culture』でも彼の特集が組まれている(2024, Vol.9 No.2)。

味する¹⁵。

ウィリアムズは、我々の倫理は実のところ功利主義や絶対主義のような外在的な道德システム（＝「倫理学理論（ethical theories）」（渡辺[2024: 26]）で捉えられるものではなく、より内在的で個人的な観点から捉えられるという新たな視点を提供する。また、ウィリアムズは「倫理」と「道德」を区別する（Williams [1985=2020: 26]）。ウィリアムズが考える「倫理」とは、「人はいかに生きるべきか」という問い（ソクラテスの問い）に答える広い領域での規範を指し、個人の生き方や価値観、そしてそれを支える多様な実践全般を包含する。一方で「道德」とは、この広い「倫理」の中の一つに過ぎないものであり、とりわけ倫理学理論（功利主義・絶対主義）を中核的概念とした規範体系を指す。「道德」の特徴は「合理性・公平性・特別権威」を要求することであると整理される（渡辺[2021a]）。この「道德」は合理性や公平性を求めるあまり、すべての行為は共通の基準や不偏的な規則、原則に基づいて決定されるべきだとみなすが、そこにおいて、行為者のインテグリティは失われるとウィリアムズは批判した¹⁶。すなわち、外在的な道德システムは合理性や公平性

といった不偏的な価値を求めることで、行為者の内的な視点や個別の事情を二次的なものとして扱う傾向があることをウィリアムズは指摘した。道德システムがもたらす外的視点の優先は、行為者のインテグリティを犠牲にするものであり、人々が自身の価値観や信念に従って行為するという倫理的基盤を失わせる危険性がある、としてウィリアムズは次のように述べる。

人々を性格から切り離された抽象的なものとして取り扱う道德哲学の習慣は、特にカント主義的な形態のものにおいては、思考の一側面を扱う正当な装置というよりは、むしろ歪曲であるということである。そうした習慣は思想のこの一側面を制限し規定するものを無視してしまっているからである。また、そうした習慣は、単に理論的な装置としても見ることはできない。これは自己（self）の概念と自分自身（oneself）の概念が、最も重要な意味で出会う領域のひとつだからである。

（Williams [1981=2019: 31]）

我々の自己に基づいた倫理が、功利主義や絶対

¹⁵ ウィリアムズがインテグリティを重視する背景には、彼の理由の内在主義に対する擁護がある。すなわち彼は、行為する理由は当人の主観的な動機（当人に内在する要素）に基づいていることを倫理的に重要視し、この立場を「理由の内在主義（internalism about reason）」と呼び擁護した。一方で、この内在主義を否定する「理由の外在主義（externalism about reason）」は、行動する理由が当人の主観的動機に適っていても良いという立場であり、この二つの立場の対立はウィリアムズが1979年に発表した論文「内在的理由と外在的理由（Internal and External Reasons）」以来、倫理学における重要な論点として議論され続けている（鴻[2016]）。

¹⁶ このウィリアムズの批判は「インテグリティによる反論（Integrity Objection）」と呼ばれる（渡辺[2021b]）。この批判には様々な解釈が与えられており、高原[2024]の整理によれば、大きく分けて「行為者性解釈」「視点解釈」「動機解釈」の3種類がある。これらの解釈は互いに排他的なものではなく、それぞれが重なり合いつつも異なる観点からインテグリティによる反論の解釈をしているものと捉えるべきとされる（高原[2024: 165]）。

主義といった外在的な道德システムでは十分に捉えきれないことの例として、渡辺[2024,2021a]や古田[2013]などに挙げられる、トラック運転手が子供を轢いてしまった場合の状況を考えてみよう¹⁷。あるトラック運転手が運転中に、予期せず飛び出てきた子供を轢いてしまうという悲劇的な事故が起きたとする。この事故は運転手の故意や過失ではなく、不可抗力によるものである。しかし、この事故は運転手に深い精神的な衝撃を与えることになる。そして、たとえ自身に落ち度がなくとも、この運転手は幾ばくか責任を感じるはずである。

この状況を功利主義の観点から捉えるならば、「結果」に基づいた分析が行われるだろう。功利主義は最大多数の幸福を目指す理論であり、この事故をどう処理するかについては、全体の幸福に基づいて判断される。すなわち、最大の功利をもたらす行為が正しいとされる。例えば、運転手の責任を追及して罰することで社会の安全意識が高まるのか、または事故を公表して交通ルールの改善につなげるのかといった判断が考えられる。一方、絶対主義の観点では、行為の「義務」や「ルール」が重視される。この立場では、事故が道德的に非難されるべきかどうかを、その行為が普遍的に適用可能な原則に基づいているかどうかによって判断される。例えば、カントの義務論に従うなら、事故が故意でない限り、運転手は道德的に非難されるべきではない（ただし、ルールに従って注意義務が尽くされていたかが焦点となる）。すなわち、あるルールに基づき「すべきこと」を

果たしていたのであれば、道德的な責任は問われない可能性がある。また、事故後の対応においても、普遍的なルールに基づき、被害者やその家族に対して適切な謝罪や補償を行うことが求められる。これは、ルールに従うこと自体が道德的な義務と見なされるためである。

しかし、ウィリアムズからすれば、このような事故に対する運転手の反応を、功利主義や絶対主義のような道德システムでは十分に捉えることはできない。たとえ運転手が外的な道德システムに従い、合理的な判断をしようと努めたとしても、その内面的な感情や価値観が完全に消えるわけではない。むしろ、こうした体系が指示する行為とは別に、運転手は自身の信念や感情に基づき、後悔をし、謝罪や再発防止のために行動するだろう。仮に、運転手が「この状況では功利主義的に～すべきだった」あるいは「絶対主義に従って～した」といった理屈を語ることは、実際の状況における彼の自然な反応とはかけ離れたものに映る。このような不偏的視点からの考慮や理屈づけは、明らかに「ひとつ余計な思考 (one thought too many)」(Williams [1981=2019: 30])を含んだ思考であり、行為者の内面的な感情や信念を無視した、単なる外的な規範の模倣に過ぎないとウィリアムズは考える。

不偏的な道德をルールブックやマニュアルのようにして、それに従って行為する姿をウィリアムズは疑った。事故を起こしてしまった運転手は、たとえ故意でないとしても、深い罪悪感や苦しみ、責任を感じるだろう。この感情は、倫理的な体系が規定する結果や義務とは関係なく、運転手の内

¹⁷ 古田はこの例を用いて、行為における責任と行為のコントロール可能性や運の関係性について考察し、法や道德は基本的に万人に等しく同じ義務を課す（画一性、客観性、普遍化可能性を持つ）ものであるが、これらは現実の（完全無欠の道德的行為者にはなれない）我々に対して課される義務としてはあまりに過大なものであるかもしれないと指摘する(古田[2013: 166])。

面的な感情に根ざしている。ウィリアムズの観点では、運転手は自らの価値観や感情に従って、この事故に対する責任を感じ、何らかの形で行動するかもしれない。たとえば、被害者の家族に対して謝罪し、補償を申し出ることや、二度と同じことが起こらないように自らの運転技術を見直すことが考えられる。この内面的な価値観と一致する行為こそが、ウィリアムズのいうインテグリティに基づく倫理的行為といえる。

以上を踏まえると、ウィリアムズの主張は次のようにまとめられる。倫理的行為が真にその人の価値観や信念に根ざしているためには、行為者自身の内的視点が欠かせないのであり、単なる外的な規範に従うだけでは倫理的に不十分である。行為者の信念や感情は単なる付随的な要素ではなく、その人がどのように生きるかを形作る根本であり、この内在的視点が現実的な倫理的判断においては不可欠である。したがって、ウィリアムズの考えに依拠すれば、倫理とは個人の「インテグリティ」に根ざしたものであり、それは不偏的なルールで

はなく、個人の内面的な声に従うものである¹⁸。ウィリアムズの道徳システム批判は、倫理的行為を単なる外的なルールやマニュアルに従うこと以上のものとし、個人の感情や価値観を尊重する視点を提供するものである。

4. ナッジによるインテグリティの疎外

さて、このように倫理的行為におけるインテグリティの重要性を強調するウィリアムズの考え方は、利他的な行為を促すナッジの問題点を考察する際にも重要な示唆を与える。本稿が疑問視するナッジは、行為者に利他的行為を促すために選択環境に工夫を加え、それを通じて、他者や社会全体における利益を増大させること、あるいは他者への危害を防ぐことを目指すものであった¹⁹。このようなナッジは行為者の内面的な価値観や信念に基づくものではなく、外部からの影響や選択肢の操作によって利他的な行為を促すものであるため、行為者のインテグリティを疎外する恐れがある²⁰。ウィリアムズの視点から見れば、ナッジに

¹⁸ 佐藤[2015]の解釈によると、ウィリアムズは、我々が現実生きる中で外的視点にのみ基づいて行為を決定することは不可能であり、実際には行為者自身の内面的な視点や個別の事情を無視できないと考えている。一方で、佐藤は逆に完全に内的な視点にのみ基づいて生きることすら我々には不可能であると指摘する(佐藤[2015: 102])。また、実際には我々は内的に正しいと感じられることを実行しても、それが外的にも正しいと言えない場合、それが本当に正当なことだったのだろうかと思わせるを得ない場合もあるとし、どちらの視点を採るべきかという問いに答える究極的な方法はないと指摘する(佐藤[2015: 104-105])。したがって、行為者の内的な価値観や個性を完全に排除することが問題であるだけでなく、内的視点または外的視点のいずれか一方にのみ依拠して行為することにも問題があると考えられる。

¹⁹ そもそもナッジを用いて社会全体の利益を最大化しようとする考え方自体が、功利主義に基づく発想であり、まさにウィリアムズが批判する道徳システムである。しかし、本稿の主眼はナッジそのものの功利主義的背景を批判することではなく、ナッジで利他的行為を導く際に行為者のインテグリティが疎外される可能性に焦点を当てることにあるため、功利主義の発想それ自体の問題点はここでは深く扱わない。

²⁰ リバタリアン・パターンリズムとインテグリティの関係について確認しておきたい。前者は個人の利益に関する政治哲学的立場であり、「より良い選択肢への他者の誘導」を志向するのに対し、後者は倫理的判断に関わる概念であり、「自身の倫理的統合性の保持」を重視するものである。したがって、両者はそもそも

よって生じる利他的行為は、行為者の内的な視点から行うものではなく、むしろ外的要因に誘導されているに過ぎない。そのため、行為者は自分の信念や価値観を反映した意思決定をする機会（自らのインテグリティを発揮する機会）が奪われる。つまり、外部からのナッジが行為者の独自の価値観や判断を軽視し、結果的に個人の倫理的主体性を損なう恐れがある。ウィリアムズの道德システム批判に基づけば、インテグリティは倫理的行為の核心であり、ナッジがそれを損なう場合、導き出される利他的行為は単なる「道德」的行為として評価されるにとどまり、本来の意味での「倫理的行為」とは言い難いだろう。

例えば、臓器提供の意思表示をデフォルトで「提供する」に設定するナッジの例を考えてみよう。この場合、人々は特に選択肢を変更しない限り、死後に臓器を提供することを承諾したことになる。こうしたナッジによって臓器提供の登録率が大幅に上昇し、社会的利益が生まれることは事実である。しかし、この意思決定は個々の内面的な価値観や信念に基づいた選択ではなく、デフォルト設定という外的要因に大きく依存している。たしかにこの選択は「道德」的行為として評価されるかもしれないが、ウィリアムズの視点からすると、それは行為者が自らの信念や価値観に基づいて主体的に行った「倫理」的行為ではない。

本来、臓器提供とは、それが他者の生命に直接かわる利他的な行為であると同時に、個人の身体的な自己決定権や、宗教的・文化的な信念、あるいは家族への配慮を含む複雑な倫理的要素が絡

み合うものであり、行為者の価値観や倫理観に深く関わる問題であるはずである。しかし、その判断をナッジによって操作することは、行為者の意思決定過程に外部からの影響を持ち込むことを意味し、行為者にとって重要な倫理的熟考の機会を奪い、インテグリティを疎外する恐れがある。外部からの影響によって利他的行為が生じた場合、それは行為者が自己の倫理的信念に基づいて決断したものではなく、むしろ外的圧力に応じた受動的な反応であるとみなされるだろう。結果として、行為者は自己の倫理的アイデンティティに忠実な意思決定を行う機会を失い、その行為は単に「社会的に望ましい」ものとして評価されるに過ぎなくなる。

以上より、利他的行為をナッジすることで促すことができるのは、あくまで道德システムに従った「道德」的な行為に過ぎず、個人のインテグリティに基づいた深い倫理的判断を伴うものではない。ナッジが促す利他的行為が表面的な道德的価値を伴うに過ぎないのであれば、その行為が持つ倫理的価値には限界があり、真に倫理的な選択を促進する手段としてのナッジの有効性には疑問が残るだろう。

5. 想定される反論への応答

以上の主張に対して、次のような反論が考えられる。すなわち、「利他的な行為を促すナッジは、たしかにそのプロセスにおいて行為者のインテグリティを疎外するかもしれないが、結果的に利他

異なる領域の議論である点に注意されたい。その上で本稿が提示する問題とは、本来（リバタリアン・パターナリズムに基づき）当人利益のための行為誘導であるべきナッジが、利他的行為を促すために使用される場合には、行為者のインテグリティと衝突する可能性がある、ということだ。両者の関係性を明確にする必要性をご指摘くださった査読者に感謝申し上げる。

的行動が増加し、社会全体の利益増幅に資するならば、ナッジの利用はむしろ積極的に推奨されるべきだ」という反論である。この反論の背景には、行動経済学における人間像 ― すなわち人間は必ずしも個人として倫理的熟考を十分に行う存在ではなく、直観に頼る傾向があるという見解 ― があるように考えられる。しかし、ここで重要なのは、利他的な行為を促すナッジの主たる目的は個人の内面的な倫理の成熟ではなく、むしろ公共の幸福や社会全体の持続可能性を実現する点にあるということである。たとえ個々人が純粋に「倫理」的な判断を下したとしても、社会全体がその結果として破綻する可能性もあり得る。したがって、ナッジは、行為者個々人の倫理的熟考に頼らずとも、外的な介入によって社会全体として利他的行為を増加させ、その破綻を回避する手段として提案される可能性がある。このような考え方は、行為の結果として得られる社会的利益を重視するものであり、功利主義的な立場に基づくと言えるだろう²¹。

たしかに、ナッジは人間の行動バイアスを活用することで行為者の利他心を動機づけたり、利他性に関する洞察を向上したりすることを必ずしも必要とせず、直接的に利他的な行為を導き出す手段である。すなわち、ナッジは行為者の利他

的な動機や洞察が十分に形成されていない場合でも利他的な行為を導くことが可能であり²²、このことがナッジの利点であると考えられる。単に行為者の内面的な「倫理」の成熟を求めるのではなく、公共の幸福を実現するためのツールとしてナッジの有用性を評価することも一考に値する、と考えられる。しかし、この反論に対しては、以下の2つの課題が残されることから、さらに再反論が可能である。

(i) 非成長性（利他的行為を導くプロセスの省略）

第一の課題は、利他的行為を促すナッジが（仮に一定の社会的利益をもたらすとしても）行為者の倫理的成長の機会を損なう可能性があることだ。ナッジは、一般に人々が常に合理的判断を行えるわけではないという前提に基づき（人間の意思決定におけるエラーは、不可避であり、むしろ利用するものとして捉え）、行動を望ましい方向に誘導する手段として設計される。しかし、望ましい方向へ自然に誘導することで、行為者から新たな挑戦や試行錯誤、失敗からの学びといった経験を奪う可能性がある。

人が倫理的に成長するためには、単なる外的な指示や誘導に頼るだけではなく、自らの価値観や行動について深く考え、それを実践する過程が不

²¹ 本稿では「倫理」を内的・意志、「道徳」を外的・結果という対比で表現しているが、これはあくまで行為の結果を重視し利他的行為を促すナッジを擁護する想定反論に応答する文脈において、倫理の内面性を強調するためのものである。しかし、註18で触れた通り、実際には我々の倫理は、外的に生じる結果を一切考慮しないわけではない、という点に留意されたい。

²² 河村[2022]によれば、心理学およびその近接領域において、利他行動の定義は、利他的な動機に基づいた行動を利他行動と呼ぶ立場と、動機にかかわらず他者に利益を与えている行動を利他行動と呼ぶ立場の2つに大別される(河村[2022: 2-3])。利他的行為を促すナッジを肯定するには後者の立場を採用する必要があるように思われる。この点については本稿ではこれ以上踏み込まないが、「そもそも利他とはどういう概念なのか」といった問いが重要でないというわけではない。

可欠なはずだ。たとえば、他者を助けるために自分の利益や時間を犠牲にしなければならない時や、誰かを助けることで他の人に不満を与える可能性があるような場合では、利他的行為を選択することには葛藤や迷いが生じることがあるだろう。この葛藤や迷いを乗り越える経験は重要な倫理的学びの機会を提供する。また、失敗や後悔の経験も同様に倫理的成長を促す重要な要素である。

もしナッジがそのようなプロセスを短絡的に省略させてしまうならば、行為者は倫理的アイデンティティの形成機会を失いかねない。たとえ行為者にとって努力や成長が求められる状況であっても、ナッジによって簡単に望ましいとされる行為を取れるようになると、その行為者自身の倫理的成長に対するモチベーションは低下するだろう。さらに、ナッジによって利他的行為を取った行為者は、「自分は善行を行った」と自己満足に陥る危険もある。このような自己満足は、真に他者の利益を考慮する姿勢を育まない。もしこの状況が続けば、人々の倫理的な判断力や自律性は低下し、行為者は倫理的責任を他者や環境に委ねる傾向が強まるだろう。その結果、人々は本質的な善や他者への配慮を理解することなく、利他的行為を表面的に行うことが常態化するかもしれない。この

ように、ナッジは人々の倫理的判断力を十分に育てることなく増長させ、未発達なままに留まらせる恐れがある²³。

この第一の課題（行為者の倫理的成長の機会を損なう可能性）に付随して、補足的に一点論じておきたいことがある。それは、利他的行為を促すナッジが人々の倫理的成長の機会を損なう場合、当該のナッジが取り除かれたり、環境が変化したりすると、利他的行為が持続しないおそれがある、ということだ。例えば、節電を要請するメッセージを送る、というナッジでは、メッセージを受け取った当初こそ節電行動が見られるかもしれないが、要請メッセージが繰り返されるうちに人々は刺激に慣れ、節電をしなくなることが報告されている(Ito et al. [2018])²⁴。すなわち、たとえナッジが行為者に一時的に節電の重要性を認識させたとしても、その行為を支える刺激が消えたときには当該行為は持続しなくなる可能性がある。同様に、利他的行為においても、行為者がナッジという外的な刺激に依存して行動している場合には、ナッジが取り除かれたり、刺激に慣れたりすると、その行為が継続される保証はない。つまり、ナッジによって利他的な行為を導き出すことは、社会問題に対する対処療法的な対策でしかなく、抜本的

²³ この点はナッジに限らず、教育の場面における表面的な道徳の授業や指導にも同様に当てはまる。荒木[2008]は、道徳の時間の指導の「形式化」が、子どもの受け止めや学びの実効性をスポイルしてしまっており、子ども一人一人の豊かな気付きや主体的な学びの時間はそうした「形式化」した指導では作れないと指摘する(荒木[2008: 1-2])。

²⁴ 依田・石原[2019]は、臓器移植に関するデフォルト変更のナッジについて、「自分で選択するのは面倒くさい」という人間の惰性、直感的な思考（システム1）を利用することで効果が見込めるが、行為者の意識や態度そのものを変えるわけではないと指摘する。一方、節電要請のメッセージを送信するナッジの場合は、熟慮的な思考（システム2）を促すことで受け取った人の意識を変え、節電行動を引き起こすことを目的としているが、次第に刺激に慣れて効果が薄れる（これを心理学では馴化と呼ぶ）。これらのことから、単純なナッジの効果には限界があると結論づけている(依田・石原[2019: 139-140])。

な対策をもたらすことは難しいと思われる。

以上の点を踏まえると、たとえナッジによって一時的に望ましい行動が促されたとしても、行為者の倫理的成長を伴わない場合、その効果には限界があると言えよう。たしかに、ナッジの利点は、行為者の動機や洞察にかかわらず、望ましいとされる行動を引き出す点にある。しかし、この利点を過度に重視することで、行為者が価値を主体的に理解する機会を奪い、倫理的成長を阻害する危険性を見過ごしてはならない。したがって、利他的な行為をナッジで促す際には、単に望ましい行為へと変容させるだけでなく、行為者の倫理的成長を妨げない形で設計することが望まれる²⁵。しかし、そのような利他的行為を促すナッジが、ナッジの低コスト性という実践上の魅力と両立しえるかどうか、あるいはナッジの効果が迅速に発揮されるかどうかは、別途検討が必要な問題である。

(ii) 非中立性（設計者のバイアス）

第二の課題は、ナッジ設計者にもバイアスがかかる可能性を払拭できないという点である²⁶。太田[2016]によれば、我々の道德直観が思考実験の呈示順序や言葉遣いによって左右されることが報告されている²⁷。さらに、哲学者ですらこのような行動バイアスから免れないことが指摘されている(Schwitzgebel & Cushman [2012])。すなわち、ナッジ設計者が倫理的に中立であるとは限らず、意図せず特定の価値観や利益を優先する可能性がある。その場合、利他的行為を促すナッジは「社会全体の利益」を最大化するどころか、かえって社会の一部に負の影響を与えるかもしれない。功利主義的な観点からもその有効性は疑わしくなる。

そもそもナッジ設計者が「社会全体の利益」や「真に利他的な行為」を正確に把握し、それを基準に行動を誘導することは、容易ではないという点は見過ごせない。というのも、「社会

²⁵ 行為者の洞察を育むことが期待できるナッジの設計案としては、那須[2016]が提唱する「幻惑型ナッジ (dazzling nudge)」と「目覚まし型ナッジ (alarming nudge)」のうち、後者が有効なアプローチとなり得る。幻惑型ナッジとは、人間の「一定の行動を促す反射・錯覚・偏見を惹起ないし補強するべく行為環境を整備する」(那須[2016: 5])のものであり、直感的な思考(システム1)を利用し、人々が自分の選択を意識せずに望ましい行為をとるように誘導することを目指す。(このアプローチでは、選択の理由や意味を理解する機会を提供しないため、その行為の意義や背景についての十分な洞察を育むことにはつながらない。)一方、目覚まし型ナッジとは、「通常深く考えることなく反射的・習慣的な選択がなされやすい場面において、“一歩立ち止まって”ありうる選択肢について熟慮させ、自制を促す」(那須[2016: 5])のものであり、熟慮的な思考(システム2)を促し、人々に自分の行動や選択について深く考える機会を提供し、自主的な理解と動機の形成を促進することを目指す。このアプローチでは、個人の倫理観に従った判断と自主的な洞察を促進することができると考えられる。しかし、利他的行為をナッジする際には、それが目覚まし型であったとしても、依然としてナッジという外的刺激に頼るという事実を見過ごすべきではないし、また以下で述べるもう一つの課題が残される。

²⁶ これは一般的なナッジに対して向けられる批判でもある。詳しくは、ナッジへの批判点を網羅的に整理する那須[2020]を参照されたい。

²⁷ たとえば、トロッコ問題において、「スイッチにより一人が救われる」と表現する場合は、「スイッチにより五人が死ぬ」と表現する場合よりも、線路を切り替える選択が受け容れられやすいと報告されている(Petrinovich & O'Neil [1996])。

全体の利益」の定義や評価基準は曖昧であり、状況や価値観の違いによって異なるからだ。例えば、ある社会では特定の利他的行為が望ましいとされるかもしれないが、それが別の社会では不適切とされる場合もある。仮に、ナッジのようなパターンリズム的干渉を行う権力機関の担い手が「社会全体の利益」や「真に利他的な行為」を正確に把握できるとするならば、彼らは自己の利益だけでなく、他者の利益をもその当人以上に配慮する能力を持つ「超人的に強い人間」であるという傲慢な前提に立っている可能性がある(井上[2016: 198])²⁸。

多様な価値観や背景を持つ人々に向けて、ある特定の倫理的価値観を前提とし画一的なナッジを設計することは、まさにモラリストティックな干渉であり、しばしば誤解や反発を招く可能性がある。この点に対して、那須[2016]はナッジの干渉目的が功利主義的な効用増進や他の正義構想に基づく場合もあれば、政治的・経済的圧力や統治者の独断的な利害関心によって定められる場合もあるとし、後者の危険性を指摘する。さらに、統治者が自身の独善性に無自覚で、自らの都合の良い目標を選択者の利益と信じ込む可能性も否定できない。このような干渉が成功すれば、人々は自覚のないまま「自発的」に政府の望む行動を選び取ることになるだろう、と指摘する(那須[2016: 20-21])。

したがって、ナッジが幅広い人々に適用可能な政策として機能するためには、ターゲットとなる人々の価値観や目標の多様性を考慮する必要がある。

る。ナッジをすべての人に一律に適用できる「万人向け」の対策として運用することには限界があり、むしろ行為者の異なる背景に応じた柔軟な設計が求められるべきである。しかし、このように設計の柔軟性を追求することは、依然として設計者に高い能力と倫理的判断を求めることを意味する。設計者自身も一人の人間であり、その能力には限界があることを忘れてはならない。

(iii) 課題の小括

以上、仮に利他的行為を促すナッジが生み出す結果の効用を肯定的に捉えたとしても、依然として2つの課題が残されることを指摘した。第一に表面的な利他的行為を促すだけでは、人々の倫理的成長の機会を損なう可能性がある（また効果の持続性も期待できない）。第二に、ナッジの設計者も倫理的に中立である保証はなく、特定の価値観に基づく利他的行為の誘導はモラリズムに転化する恐れがある。

これらの課題を踏まえば、利他的行為を促すナッジの設計は極めて困難であると言わざるを得ない。当該のナッジが倫理的に健全なものであると言うためには、行為者の倫理的成長機会の確保、設計者の倫理的中立性といった複雑な要素を十分に考慮する必要がある。しかし、ナッジは、しばしば行動科学や心理学の知見に基づいて設計されるが、その有効性は特定の条件下においてのみ発揮される場合が多い。例えば、ある行動を促進するためのナッジが一部の集団には効果的であった

²⁸ 井上[2016]は、パターンリズム的干渉は自壊的であるとし、次のように主張する。パターンリズム擁護論は、現代社会において人々が自分の幸福を適切に配慮できない「弱い個人」であると前提とする。しかし、この前提自体が矛盾しており、もし人が自分の幸福すら配慮できないならば、他人の幸福を賢明に配慮することは不可能である。その上で、パターンリズム的干渉を行う権力者が、他人の幸福をその本人以上に配慮できると仮定するのは驚くべき傲慢さを含んでいる(井上[2016: 198])。

としても、別の集団ではむしろ人々を混乱させ、想定外の抵抗や望まない結果を生む可能性が指摘されている(Sunstein [2017])。また、仮にナッジによる利他的な行動変容が観察されたとしても、それが一時的なものに留まらず、恒久的な利他的傾向として根付くかどうかは依然として不明である。

ナッジの効果の一過性については、中原[2024]はナッジによる行動変容を持続させるためには、他の政策手段と組み合わせることが重要であると指摘している。例えば、定期的な介入やモニタリングを行い、ナッジの効果を継続的に評価・改善することが必要である。そのような介入を実施するためには、個人の能力を高めることを目指す「ブースト」の概念が有効であると考えられる(中原[2024: 22])。ブーストとは、人々の意思決定能力を高めることを目指し、人々に必要なスキルや知識を提供することで自己判断力を強化し、持続的な行動変容を促す手法として提案されている(Grüne-Yanoff and Hertwig [2016])。ナッジが選択アーキテクチャを操作して人々の行動を誘導するのに対し、ブーストは個人の能力を向上させることで自律的な意思決定を支援するものであるとされる²⁹。確かに、ブーストの場合であれば、第一の

課題を克服する可能性がある。しかし、ブーストはもはやナッジとは異なる手法であり、本稿のナッジに関する議論からは外れることになる。

6. ナッジである必要性

先に本稿で示した、利他的行為を促すナッジが人々のインテグリティを疎外する点や、倫理的成長の機会を損なう点、設計者にもバイアスがかかることが懸念される点を考慮すれば、人々に利他的な行為を促すための介入方法は、そもそもナッジではなくても良いのではないかと、という疑問さえ浮かび上がる。ナッジはあくまで人々の選択行動を特定の方向に導くための間接的な手法であるが、利他的な行為をたとえば、他者への危害を防ぐための行為と解釈するならば³⁰、より強制的であったり、効果が確実であったりする手段の検討が必要なのではないだろうか。

加えて、必ずしもナッジである必要がないと思われるもう一つの理由に、政策としてのナッジの実施における「透明性のパラドクス」(玉手[2022: 152])が挙げられる。これは、通常、ある政策を実施する際には、どのような方法で何を目的として行われるのかなどの情報を開示し、透明性を確保

²⁹ ナッジとブーストの違いは次の通りである。ナッジはしばしば短期的な行動変容を促すことを重視する。一方で、ブーストは個々の意思決定能力を高め、長期的な行動変容を促すことを重視する。両アプローチは異なる前提に基づいており、ナッジは人々の行動を誘導するために認知バイアスを利用するが、ブーストは個人の意思決定能力を向上させることを目指す。さらに、ナッジは認知的エラー（例えば、フレーミング効果など）を利用する一方で、ブーストはそのようなエラーを克服するためのスキルやツールの提供に重点を置く(Grüne-Yanoff and Hertwig [2016])。

³⁰ 例えば、臓器提供を促すナッジによって少しでも多くの移植手術待機中の患者の命を救うことができるならば、健康と生命に対する危害やリスクを減少させるものと解釈できる。他にもエシカル消費を促すナッジが、例えば労働者の劣悪な労働条件や生活水準を改善するのであれば、他者への被害を減少させるものと解釈できる。但し、このような解釈の仕方は個人の行為が他者に直接的な危害を与える場合だけでなく、当該の行為を行わないことによって間接的に危害を及ぼす場合も考慮しているため他者危害原則の拡大解釈であるかもしれない。

すべきであるが、そもそもナッジは行為者の意識的な判断をあまり働かせず、ナッジ設計者が望ましい方向に行為を誘導する手法であるため、透明性を確保することで、その介入の有効性が低下する可能性があるという逆説的な側面を示している。政策において透明性を確保することは重要な要素であり、ナッジの実施にあたって透明性を高めることは、被干渉者の自由の侵害が小さいという魅力を強化する一方で、そうすることで、今度はその効果が弱まるという問題を抱えているのだ³¹。すなわち、ナッジは政策の目的やプロセスを明確に示さないことがあり、特に公共の利益を目的とする利他的な行為を促す場合には、透明性を確保した直接的で確実な方法が採られることが望ましいと言える。

これらの理由から、利他的な行為を促す際にはナッジではなく、例えば法律や明確な教育施策など、より直接的で透明性のある手段を検討すべき

だろう（もちろん、直接的な手段を採用するにしてもなお、モラリスティックな干渉や利益誘導に陥らないよう、慎重に検討されなければならない）³²。社会全体の利益や他者の利益を保護するナッジの正当化には、介入設計の是非だけでなく、介入方法にわざわざナッジを用いることの理由も同時に問われなくてはならない³³。

7. おわりに

本稿では、（当人の利益だけではなく、他者や社会全体の利益を増大させることを目的とし）利他的な行為を促すナッジを肯定する立場が見落としがちな観点や価値を指摘することで、その倫理的懸念点を検討した。また、こうした構成を採ることで、ナッジをめぐる議論に伏在する価値観の衝突や、それに伴う争点の所在を可視化することを試みた。

まず、行為者のインテグリティを疎外する点で、

³¹ 玉手[2022]は、透明性を高めるための措置を実施すると何らかのコストがかかる点で、ナッジの低コスト性という魅力とも齟齬をきたしうると指摘する(玉手[2022: 153])。しかし、ナッジの実施における透明性と有効性・低コスト性のトレードオフの関係は「パラドクス」と呼ぶよりも、「ジレンマ」と表現する方が適切かもしれない。

³² セイラーとサンステーションは、ナッジの設計において透明性の確保や、教育や命令、禁止といった（ナッジではない）他の手段の必要性を一定程度認めている（たとえば、Thaler & Sunstein [2021: 320-334=2022: 420-438]など）。ただし、彼らが主に想定しているのは、行為者当人の利益（健康や経済的福祉）の向上を目的とするナッジである。それに対し、利他的行為を促すナッジは、他者や社会の利益を目的とし、しばしば特定の倫理的価値観に基づいた選択を促す点で、行為者の倫理的判断や価値観の形成にも干渉しうるものであり、より根本的な倫理的懸念を伴う。たとえ透明性を確保した利他的行為を促すナッジであっても、行為者が外部から与えられた「道徳」的な誘導によって行為することは、本人の倫理的自己決定（および、決定までのプロセス=熟慮や成長）を損なう可能性がある。したがって、セイラーらの枠組みにおける透明性や他の手段の要求は、利他的行為を促すナッジにおける倫理的懸念を十分に捉えるものとは言いがたい。彼らの見解に対する含意の検討の必要性をご指摘くださった査読者に感謝申し上げます。

³³ ナッジの民主的な正統性について大屋[2018]は、仮にナッジの内容自体が正当性（rightness）を持っていたとしても、その正統性（legitimacy）がどこから調達されるのかを問う必要があると指摘する(大屋[2018: 9])。

ナッジによって生み出される行為は真に倫理的とは言えないことを指摘した。その上で、「倫理的でないとしても、結果的には利他的行為を増加させ、社会的利益が得られるのであれば、ナッジの利用はむしろ積極的に推奨されるべきだ」という反論を想定し、それに応答すべく、利他的な行為を促すナッジに残される2つの課題を指摘した。すなわち、第一に、表面的な利他的行為を促すだけでは、人々の倫理的成長の機会を損なう可能性があるとともに効果の持続性も期待できないこと。第二に、ナッジの設計者も倫理的に中立である保証はなく、その結果、特定の倫理的価値観に基づく利他的行為の誘導はモラリズムに転化する恐れがあることだ。本稿の議論から、利他的な行為を促すナッジには独自の、そして致命的な難点が存在することが示された。加えて、これらの課題点を踏まえれば、そもそも人々から利他的な行為を引き出す手段がナッジであるべき理由は明らかではないことも指摘した。以上より、利他的な行為を促すナッジは望ましいものではないと結論づけられる。

以上のように利他的行為を促すナッジを考察することで浮かび上がるのは、ナッジの是非が単なる政策上の問題に留まらず、人々の倫理に深く関わる問題としても捉えられるべきだという点である。だとすれば今後ナッジの社会実装を検討する際には、ナッジの効果や即時性といった政策としての有効性や効率性だけではなく、ナッジがもたらす倫理的な影響や、人々の行動に対する長期的な影響についても考慮する必要があるだろう。すなわち、ナッジの設計者が持つ能力にも限界があることを認識しつつ、ナッジの運用が人々の倫理的熟慮や自主性をどのように促進または阻害するのか、また長期的に見て社会の価値観や行動規範

をどのように変容させる可能性があるのかという視点を含めた慎重な議論が求められる。

そのためには、本稿で挙げた規範的考察だけではなく、実証的なデータに基づく議論も不可欠である。例えば、異なる種類のナッジ（透明性の高いもの・低いもの、目覚まし要素を含むもの・含まないものなど）が、行為者の動機や倫理的判断にどのような影響を及ぼすのかを、実験的手法を用いて検証することが考えられる。今後は、倫理学と行動科学の知見を擦り合わせる形で、利他的な行為を促すナッジの影響を検証する研究が進められることが望ましいと考えられる。これらの知見を踏まえた慎重な議論こそが、ナッジ政策と我々の社会のより健全な関係性を築く鍵となるだろう。

謝辞

本稿は、筆者が学習院大学大学院政治学研究科に在籍していた際に執筆し、2025年1月に提出・受理された修士論文の一部を改稿したものである。研究を進めるにあたり、多大なご助言とご指導を賜りました玉手慎太郎教授、論文審査の副査を務めてくださいました中田喜万教授、若松良樹教授、ならびに在籍中にお世話になった諸先生方、日々の学業・研究生活を支えてくださった同研究科の皆様、この場を借りて心より感謝申し上げる。

文献

- Evans-Pritchard, Blake. (2013) “Aiming To Reduce Cleaning Costs,” *Works That Work*, 1. <https://worksthatwork.com/1/urinal-fly>, 2024 年 6 月 12 日 DL.
- Grüne-Yanoff, Till and Ralph Hertwig. (2016) “Nudge versus boost: How coherent are policy and

- theory?,” *Minds and Machines*, 26(1): 149-183.
- Hubbub website. (2023) “Ballot Bin,” <https://hubbub.org.uk/ballot-bin>, 2024 年 5 月 28 日 DL.
- Ito, Koichiro, Takanori Ida and Makoto Tanaka. (2018) “Moral suasion and economic incentives: Field experimental evidence from energy demand,” *American Economic Journal: Economic Policy*, 10(1): 240–267.
- Johnson, Eric J. and Daniel Goldstein. (2003) “Do defaults save lives?,” *Science*, 302(5649): 1338-1339.
- Kahneman, Daniel. (2012) *Thinking, fast and slow*, Penguin Books. =(2014) 村井章子(訳)『ファスト & スロー：あなたの意思はどのように決まるか？（上・下）』早川書房（ハヤカワ文庫）.
- Kelly, Jamie. (2013) “Libertarian paternalism, utilitarianism, and justice,” in Christian Coons and Michael Weber (eds.) *Paternalism: Theory and practice*, Cambridge University Press, 216-230.
- Korobkin, Russell. (2009) “Libertarian welfarism,” *California Law Review*, 97(6): 1651-1685.
- M'hamdi, Hafez Ismaili, Medard T. Hilhorst, Eric A. P. Steegers and Inez de Beaufort. (2017) “Nudge me, help my baby: on other-regarding nudges,” *Journal of Medical Ethics*, 43(10): 702-706.
- Madrian, Brigitte C. and Dennis F. Shea. (2001) “The power of suggestion: Inertia in 401 (k) participation and savings behavior,” *The Quarterly journal of economics*, 116(4): 1149-1187.
- Mills, Chris. (2018) “The choice architect’s trilemma,” *Res Publica*, 24: 395-414.
- Petrinovich, Lewis and Patricia O'Neill. (1996) “Influence of wording and framing effects on moral intuitions,” *Ethology and Sociobiology*, 17(3): 145-171.
- Schwitzgebel, Eric and Fiery Cushman. (2012) “Expertise in moral reasoning? Order effects on moral judgment in professional philosophers and non-philosophers,” *Mind & Language*, 27(2): 135-153.
- Sunstein, Cass R. (2017) “Nudges that fail,” *Behavioural public policy*, 1(1): 4-25.
- Thaler, Richard H. (2018) “Nudge, not sludge,” *Science* 361(6401): 431.
- Thaler, Richard H. and Cass R. Sunstein. (2008) *Nudge*, Yale University Press. =(2009) 遠藤真美(訳)『実践 行動経済学：健康、富、幸福への聡明な選択』日経 BP.
- (2021) *Nudge: The Final Edition*, Penguin Books. =(2022) 遠藤真美(訳)『NUDGE 実践 行動経済学 完全版』日経 BP.
- Williams, Bernard. (1981) *Moral luck: philosophical papers, 1973-1980*, Cambridge University Press. =(2019) 伊勢田哲治(監訳)『道徳的な運：哲学論集一九七三～一九八〇』勁草書房.
- (1985) *Ethics and limits of the philosophy*, Harvard University Press. =(2020) 森際康友・下川 潔(訳)『生き方について哲学は何が言えるか』筑摩書房.
- (2008) *Shame and Necessity, Second Edition*, University of California Press. =(2024) 河田健太郎・杉本英太・渡辺一樹(訳)『恥と運命の倫理学：道徳を乗り越えるためのギリシア古典講義』慶應義塾大学出版会.
- 荒木篤人 (2008) 「子どもが主体的に取り組む道徳の時間の指導」『平成 19 年度 研究紀要』奈良県立教育研究所.

- 依田高典・石原卓典 (2019) 「金銭的インセンティブとナッジが健康増進に及ぼす効果：フィールド実験によるエビデンス」『行動経済学』11: 132-142.
- 井上達夫 (2016) 「批判者たちへの『逞しきリベラリスト』の応答：瀧川裕英・大屋雄裕・谷口功一 (編)『逞しきリベラリストとその批判者たち：井上達夫の法哲学』(ナカニシヤ出版,2015 年) への応答的書評」『法と哲学』2: 171-239.
- 太田紘史 (2016) 「モラル・サイコロジーの展開」太田紘史 (編)『モラル・サイコロジー：心と行動から探る倫理学』春秋社, 3-27.
- 大竹文雄 (2019) 「災害避難の行動経済学」『日本行動計量学会大会抄録集』47: 4-7.
- 大屋雄裕 (2018) 「自由と幸福の現在：ナッジとその先にあるもの」『現代社会学理論研究』12: 4-13.
- 河村悠太 (2022) 『利他行動の促進・抑制過程：評判への関心に基づく検討』ナカニシヤ出版. 環境省ウェブサイト「日本版ナッジ・ユニット (BEST) について」, <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/nudge.html>, 2024 年 5 月 28 日 DL.
- 吉良貴之 (2022) 「ナッジはどこまで透明であるべきか？」『情報法制研究』11: 79-88.
- 黒崎剛・金澤秀嗣 (2022) 「脳死と臓器移植」黒崎剛・吉川栄省 (編)『生命倫理の教科書：何が問題なのか 第二版』ミネルヴァ書房, 125-165.
- 佐々木宏樹 (2021) 「ナッジが有機農産物の購買行動に与える影響：オンラインによるランダム化フィールド実験からのエビデンス」『農林水産政策研究』34: 1-40.
- 佐藤岳詩 (2015) 「倫理学における内的視点と外的視点：「全一性に基づく反論」と間接功利主義」『西日本哲学年報』23: 91-108.
- 消費者庁ウェブサイト「エシカル消費特設サイト」<https://www.ethical.caa.go.jp/ethical-consumption.html>, 2024 年 5 月 28 日 DL.
- 消費者庁「倫理的消費」調査研究会 (2017) 「『倫理的消費』調査研究会取りまとめ：あなたの消費が世界の未来を変える」https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/ethical_study_group/pdf/region_index13_170419_0002.pdf, 2024 年 5 月 28 日 DL.
- 白岩祐子 (2023) 「遺族の死後世界観と解剖や臓器提供に対する態度：死後世界観尺度(2 人称)を用いた検討」『心理学研究』94(5): 413-422.
- 高原亮 (2024) 「功利主義と「生き方を巡る実践」：B・ウィリアムズによる功利主義批判の根底にあるもの」『哲学の門：大学院生研究論集』6: 161-173.
- 玉手慎太郎 (2022) 『公衆衛生の倫理学：国家は健康にどこまで介入すべきか』筑摩書房.
- 中原孝信 (2024) 「ナッジ理論を利用した公共政策の向上：市民の行動改善を促すための新たな戦略」『専修大学社会科学研究所月報』732: 16-26.
- 那須耕介 (2016) 「リバタリアン・パターナリズムとその 10 年」『社会システム研究』19: 1-35.
- (2020) 「ナッジはどうして嫌われる？：ナッジ批判とその乗り越え方」那須耕介・橋本努 (編)『ナッジ！？：自由でおせっかいなリバタリアンパターナリズム』勁草書房, 46-74.

- 髙島次郎・出河雅彦 (2014) 『移植医療』 岩波新書.
- 鴻浩介 (2016) 「理由の内在主義と外在主義」『科学哲学』 49(2): 27-47.
- 古田徹也 (2013) 『それは私がしたことなのか：行為の哲学入門』 新曜社.
- 渡辺一樹 (2021a) 「疎外された倫理:バーナード・ウィリアムズの道德批判」『哲学の門：大学院生研究論集』 3: 1-15.
- (2021b) 「バーナード・ウィリアムズの功利主義批判再考」『新進研究者 Research Notes』 4: 1-9.
- (2024) 『バーナード・ウィリアムズの哲学：反道德の倫理学』 青土社.

(2025 年 3 月 24 日投稿受理／2025 年 6 月 23 日採択)